

○議長（高橋伸二君） 四十六番吉川寛康君。

〔四十六番 吉川寛康君登壇〕

○四十六番（吉川寛康君） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点について順次質問させていただきます。

大綱一点目、少子化対策についてお伺いします。

人口減少社会に歯止めがからず、経済消費の低下に伴う景気の低迷、硬直化、生産年齢人口の減少による雇用確保問題の顕在化、地域の担い手不足に伴う地域コミュニティの共助機能の低下など現状の日常生活において様々な課題が表面化してきております。国立社会保障・人口問題研究所が令和五年十二月に公表した日本の地域別将来推計人口によると、現在二百二十四万人の本県人口は今後減少の一途をたどり、十五年後の二〇四〇年には二十二万五千人、二十年後の二〇四五年には三十一万六千人、二十五年後の二〇五〇年には四十一万人それぞれ減少することが示されており、現下の様々な県政課題がある中においても、まずはこの人口減少の進行スピードを和らげていく取組が、将来にわたって本県の経済活動を維持していくためにも急務の課題であることは論を待ちません。また、この少子化対策については、若い女性層の転入転出の動向が大きな鍵を握っていると指摘する識者も多く、合計特殊出生率の数値だけに振り回されることなく、着実に出生数を高めていく地道な取組が強く求められております。現下の少子化の流れを乗り越えていける自治体だけが今後生き残っていくと言っても過言ではなく、県の現状と課題をしっかりと整理し、他都道府県で行われている先進的な取組などにもしっかりとアンテナを張り巡らせ、予算措置にも意を用いながら、強い覚悟を持って県内市町村とも一体となった人口減少対策に臨んでいく必要があります。こうした視点に立ち、本県の少子化対策に関し、次の四点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、人口戦略会議で昨年四月に公表された持続可能性分析レポートについてお伺いします。二〇一四年五月に大きな話題と関心を集めた日本創成会議の消滅可能性都市リスト公表から十年を迎えた昨年四月に、人口戦略会議が全国地方自治体の持続可能性に関する分析レポートを公表しました。振り返ってみるとこの十年間、消滅可能性都市というショッキングなキーワードだけが独り歩きしただけで、国として何ら効果ある具体の対策が行われてきた形跡はなく、東京への一極集中も解消されどころか数値

的にもますます加速しただけに終わってしまったことは非常に残念であり、今回公表された持続可能性分析レポートについては、県としてもしっかりと分析、考察する必要があります。と考えます。ニッセイ基礎研究所の天野馨南子氏によると、消滅可能性自治体とは、二十から三十代の女性人口の実測値とその三十年後の女性人口推計値を比較し、三十年間で五〇％未満の水準にまで減少すると見込まれる自治体を意味するため、雇用に伴う若年女性の県外流出をいかに防ぐかが極めて重要であり、特に転出超過の自治体においては、ある意味、予防医療に近い攻めの戦略に転じられるかが大きく問われていると指摘しております。まずは、人口戦略会議で昨年四月に公表された持続可能性分析レポートについて、県としての受け止めをお伺いいたします。

二点目は、出生率の変化と課題意識の共有、少子化対策の高度化についてお伺いします。これまで、国内における出生の変化については、合計特殊出生率が用いられており、現在でもマスコミ報道などではこの値を中心に話題が取り上げられております。合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に出産する子供の人数を表すために、十五から四十九歳までの全女性の年齢別出生率を合計した人口統計指標であり、この値が減少する要因は、基本的に未婚者割合の増加と既婚者の持つ子供の平均数の低下の二つだけしかないと言われております。ニッセイ基礎研究所の天野馨南子氏によると、一九七〇年と二〇二二年を比較すると、出生数そのものはこの五十二年間で六〇％も減少しておりますが、初婚同士の夫婦当たりの平均出生数で比較すると、一九七〇年は二・一人であったのに対し、二〇二二年は二・〇人とほぼ変わっていない現状にあると指摘しております。また、結婚期間が十五から十九年の初婚同士の夫婦の平均出生児数で表す完結出生児数という指標が最近では多く用いられておりますが、この指標で考察しても、一九七二年が二・二一人であったのに対し、二〇二一年は一・九〇人と減少こそしてはいないものの八六％の水準は維持できているため、さきに述べた合計特殊出生率の減少理由は、既婚者の持つ子供の平均数の低下ではなく、未婚者割合の増加であると結論づけております。したがって、少子化対策は子育て支援よりも、その上流部分である出会いの創出、未婚対策が必要であり、この部分を真剣に考える必要があると考えます。女性にとって結婚だけが全てではなく、あくまで個人の裁量にはなりますが、出会いの機会の創出についてこれまでのみやマリ！の取組に加え、若い女性の声を伺う機会の場の創出

や結婚しても働きながら活躍できている女性の実例を紹介するなど、更に重層的な施策となるよう取組を強化していくべきと考えますがいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

三点目は、若年女性転出抑制の重要性と現状評価、小学校から高等学校までの教育段階における将来の転出抑制対策についてお伺いします。総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、二〇二四年における本県への転入者数は四万三千五百三十七人であったのに対し、転出者数は四万六千五百二十六人と二千九百八十九人の転出超過となっており、人口減少が進行していることがこのデータからもうかがえます。また、本報告では、転出先も示されており、東京都へ九千四百六十人、神奈川県へ四千二百一人、埼玉県へ三千五百九十一人、千葉県へ三千百十四人と本県から首都圏への転出者の割合が全体の四三・八%となっております。更に年代別、男女別のデータも示されており、本県からの転出者のうち最も多いのが、男女ともに十代後半から三十代前半で全体の六一・二%を占めており、進学や就職などがその主な要因であると推察されます。したがって、こうした若い世代の転出抑制が本県の有効な少子化対策の一つであるとも考えますが、現状認識も含め御所見をお伺いします。また、本県で生まれ育った宮城の子供たちが本県で学び、引き続き宮城で活躍したいと思う気持ちを醸成していくためには、教育段階から就労観を養い、本県の企業への関心を高める取組も重要であり、小学校から高等学校までの教育段階における取組もまた将来の転出超過抑制にもつながっていくものと考えますがいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

四点目は、今後の少子化対策の方向性と予算の拡充についてお伺いいたします。今の二十代の若い世代は、バブル崩壊後に出生した世代であり、その親となる五十代、六十代世代とは、理想とする夫婦の姿が全く異なると言われており、現在では男女ともに結婚後も共働きを希望する割合が大勢を占めていると言われております。このように理想とする夫婦の姿が時代とともに変化してきている現状を鑑み、今後の少子化対策においては、若い世代の意向に沿った取組となるよう、場合によっては、施策の棚卸しも必要ではないかと考えます。また、女性活躍推進法の施行により、従業員の仕事と子育ての両立を図ることを目的に、一般企業などを対象としてえるぼし認定制度が創設され、一般事業主行動計画の届出を行った事業者のうち、一定の条件を満たした場合には、厚

生労働大臣から女性の活躍推進に関する取組が優良と認定され、認定マークの使用や税制面などの優遇措置が受けられることとなりました。しかしながら、このえるぼし認定企業は、首都圏に集中している現状にあり、若い女性の首都圏への地方からの転出に拍車をかけているとの指摘もあります。また、男女間の賃金格差も諸外国と比較すると大きな課題となっており、OECD加盟諸国でも日本はワースト四という不名誉な実状にあります。したがって、県内においてもえるぼし認定が進むよう伴走型でしっかりと対応していく必要があるとともに、共働きニーズに沿った更なる就労環境の整備、更には男女間の賃金格差が是正されるよう県としての取組が強く求められていると思いますが、いかがでしょうか。少子化対策の方向性と予算の拡充についての御所見をお伺いいたします。

大綱二点目、法定雇用率の充足についてお伺いします。

障害の有無にかかわらず、誰もが自らの希望や適性に応じて就業することができ、個性と能力を発揮できる雇用環境の下で、多様な生き方を互いに尊重し合いながら、一人一人がそれぞれの地域で生き生きと活躍できる社会の実現は目指すべき姿であり、本県もこうした環境整備に注力していく必要があります。これまで県においても多様な主体の社会参画について、様々な具体の目標指標を掲げ、大きな課題の一つでもある県内の企業主などの理解促進にも意を用いながら、様々な取組が進められてきております。障害者雇用促進法では、企業規模に応じて雇用すべき障害者数を設定し、障害者に対する差別の禁止や合理的な配慮をするよう定めているとともに、障害者であることを理由に不利な条件で雇用してはならず、ハンディキャップに準じて就労環境の調整が必要とされております。同時にこの法律では、障害者の自立を支援する目的から、職業リハビリテーションの推進が示されており、ハローワークには専門の相談員が、地域障害者職業センターにはカウンセラーがそれぞれ配置され、企業への障害者に関するアドバイス体制が構築されておりますが、多くの企業主にはあまり認識されておらず、こうした情報共有も課題の一つとなっております。また、人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口も減少の一途をたどっており、外国人人材の積極的活用など、現場労働者の確保についても自治体間で競争する事態にもなってきておりますが、障害者雇用についても、いま一度、その必要性についてしっかりと社会全体で共有できるよう、県を挙げて現場労

働の貴重な一員でもある意欲ある障害者の積極的雇用を全力で図っていく必要があると考えます。こうした視点に立ち、法定雇用率の充足に関し、次の三点について御所見をお伺いします。

一点目は、法定雇用率の現状評価についてお伺いします。一九六〇年、戦争での負傷などによる身体障害者の増加が社会的課題となり、雇用するための法整備の検討が進められることとなり、当時の欧州の法定雇用率方式を取り入れた身体障害者雇用促進法が制定されました。その後、一九七六年に雇用給付金制度を設け、法定雇用率も達成すべき義務化とする法改正が行われ、その後もこれまで身体障害者だけを対象としていたものを一九八七年には知的障害者を、一九九八年には精神障害者をそれぞれ対象に含めることとし、現在の障害者雇用促進法の骨格が形成されております。障害者雇用促進法は、障害者の雇用安定を図ることを目的としており、障害があっても一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を確保し、常用労働者の数に対する障害者雇用数の割合を障害者雇用率として事業主に義務として雇用することを求めています。その障害者法定雇用率も昨年四月に民間企業が二・三％から二・五％に、国、地方公共団体が二・六％から二・八％に、都道府県教育委員会が二・五％から二・七％にそれぞれ改正され、障害者雇用率向上の取組がより一層重要となっております。こうした中、昨年十二月に宮城労働局が公表した令和六年六月時点の民間企業の障害者雇用率は二・三九％と法定雇用率を下回り、全国でも三十九位と不名誉な現状にあります。これまでも障害者雇用の促進に向けては、部門横断で様々な施策を展開してきておりましたが、民間企業並びに一部の県内市町村の法定雇用率が未達成の現状について真摯に向き合い、来年七月から更に法定雇用率が高まることを勘案すると、今後は更に踏み込んだ市町村単位による障害者雇用率を高める取組を強力に進めていく必要があると考えます。まずは、法定雇用率の現状評価について御所見をお伺いいたします。

二点目は、障害者の有効求職者数の推移と採用までのフォローの在り方についてお伺いします。昨年六月に厚生労働省が発表した令和五年度ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況によると、新規求職申込み件数は二十四万九千四百九十件、対前年度比六・九ポイント増であり、過去最高だった令和元年度を超える結果となっており、有効求職者数も対前年度比六・四ポイント増の四十万六千五百九十一人と年々上昇傾向にあ

ります。一方、就職件数は多少の増減を繰り返しながらも年々上昇傾向にあるものの、求職者数の増加ほど伸びておらず、結果として就職率の伸びが課題となっております。求職者の増加は、国で定める障害者法定雇用率の定期的な見直しがその後押しとなっていると推察しますが、障害者の社会で活躍できる環境の充実を目指し、就職件数をしっかりと増やしていく取組が強く求められております。障害者の就業マッチングを図り、法定雇用率の達成と併せて就職件数を増やしていく上で、これまで以上に県としての役割が問われていると思いますが、いかがでしょうか。本県における障害者の有効求職者数の推移と就職採用までの県としてのフォローの在り方についての御所見をお伺いいたします。

三点目は、合理的配慮の重要性と法定雇用率改善の方向性についてお伺いします。障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用率の達成と同時に、企業側には障害の特性に応じた合理的配慮の提供と職場全体の障害に対する理解などの丁寧な対応が求められております。特に、障害者への障害特性に応じた合理的配慮は極めて重要であり、対応が不十分であるがゆえに雇用後の短期離職につながってしまうケースも多く、大きな課題となっております。せっかく採用数が増えても離職に歯止めがかからなければ、法定雇用率達成は不可能であるため、改めて企業側雇用主の障害に対する正しい理解と合理的配慮の必要性、体制整備などの充実について県としても引き続きしっかりと啓蒙していく必要があると考えます。また、この合理的配慮は、障害者一人一人の状況や考え方、障害の受容度によっても異なるため、取るべき対応は極めて個別性が高いという特徴を有しており、結果として障害者雇用の進まない原因の一つと指摘する識者もおります。したがって、まずは成功事例の共有を図りながら、雇用主に具体に行われている合理的配慮のイメージを充実させながら、勝手に作られている合理的配慮のハードルを下げていく取組が必要と考えますがいかがでしょうか。今後のフォローの在り方も含め、合理的配慮の重要性と法定雇用率改善の方向性について御所見をお伺いいたします。

大綱三点目、国際交流と海外戦略の方向性についてお伺いします。

本年四月、菊地恵一議員を団長とする台湾・香港視察団として、台北市、台南市、高尾市、そして香港特別行政区を訪問してきました。昨年三月二十九日に台北市政府教

育局と教育交流における連携と協力関係の強化に関する覚書を、翌四月十六日には台湾高級中等以下学校国際教育交流連盟と教育分野の交流・連携に関する覚書をそれぞれ締結するに至り、教育旅行をはじめとして双方方向での教育交流が積極的に展開されております。高級中等以下学校国際教育交流連盟は、台湾の小中高等学校の教育旅行や、国際交流の調整などを行う組織であり、高級中等学校とは日本の高等学校を意味し、台湾域内を十一のエリアに分け、各区のリーダーはそのエリア内の高校の校長が務め運営されております。また、本協定では、教育旅行の促進のほか学校間交流の促進、生徒・教職員の相互交流も明記されており、今後更なる学校間の連携強化と県内小中学校教育のグローバル化が大いに期待されております。また、本視察団として、近年仙台空港との直行便数が激増し、本県との交流が期待されている香港を訪問し、県産品の更なる輸出促進の可能性をはじめ、かつて路線就航が短期間で終わってしまった反省を踏まえた具体のアウトバウンド促進策についても調査するとともに、今後の更なる連携拡大に資する視察を行ってきました。東北の玄関口である仙台空港も民営化後、順調に就航路線数が増加してきており、年度当初時点で国際線も六都市週三十七便の運航となっておりますが、このうち台湾便と香港便で国際線の七五％を占めており、この二つの就航先との更なる交流促進は、仙台空港を玄関口とするインバウンド施策を推進していく上で必要不可欠と考えております。また、グローバル化する社会の中、本県の誇れる県産品の消費拡大先として、海外販路を積極的に開拓していく取組もまた重要であり、海外から見た日本の中の宮城をしっかりと認知してもらうための戦略的な取組も強く求められており、仙台空港の国際線で就航数が好調に推移している台湾、香港の二か国を中心に、本県の誇る県産品の宮城ブランドとしての積極的に発信していく取組も引き続き推進していく必要があります。こうした認識の下、国際交流と海外戦略の方向性に関し、次の二点について御所見をお伺いいたします。

一点目は、台湾との教育交流の更なる充実についてお伺いします。台湾は世界トップクラスの親日国であり、半導体事業をはじめ世界をリードする工業国でもあります。したがって、教育の分野で台湾との交流を深めていくことは、双方にとってメリットが多く、昨年の台北市政府教育局と台湾高級中等以下学校国際教育交流連盟との覚書締結以降、順調に双方の教育交流の実績が高まってきております。若いときに海外に赴き、

現地の歴史文化に触れながら見聞を広めることは、生徒のグローバルな視点を広げ、その後の将来に向けたキャリア形成にも大きな役割を果たすことにもつながっていくものと考えます。同時に、台湾のような親日国に赴き、現地の方々の日本への信頼の強さや関心の高さなどを具体的に体感することで、日本で課題となっているゆがんだ戦後の歴史教育の誤りを自らの五感で感じ取ることもまた、将来に向けた人格形成にも大いに寄与するものと考えます。県内の高校生を中心とした台湾への教育旅行について、県からの補助制度も含めた今後の取組の方向性について御所見をお伺いいたします。また、直接訪問が難しい小中学校においてもリモートなどでの交流は十分可能と考えますが、今後の市町村との連携も含めた台湾の小中学校との交流拡大についても併せて御所見をお伺いいたします。

二点目は、香港とのビジネス機会の創出を含めた今後の交流促進についてお伺いします。昨年十二月にグレーターベイ航空と香港航空が、本年一月に香港エクスプレスがそれぞれ仙台空港に就航し、今後の仙台空港の活性化、インバウンドの充実などに大きな期待が寄せられております。香港便は、過去にも当時のドラゴン航空やキャセイパシフィック航空が仙台便を就航していましたが、様々な要因から定着し切れない結果に終わっており、今回の路線再開は十三年ぶり、定期便としての再開は実に十七年ぶりとなります。本年四月一日時点で、仙台―香港便は週十一便にまで拡大し、週十七便の台湾便に次ぐ路線数となっており、過去の失敗を繰り返さないためにも、この路線の維持、発展に努めていく必要があります。こうした喜ばしい話題の中、香港を含め、中国全土で今年七月五日に日本で大地震が発生するという日本の漫画家の漫画作品の中での予言が大きな関心となっており、風評とも言える実害が発生し始めております。香港から日本への旅行キャンセルの動きも出始めており、グレーターベイ航空が五月九日から週四便を週三便に減便しており、香港航空も六月二日から十月二十五日までの間、週二便全てを運休するとの発表がありました。香港現地でも、日本への渡航はコロナショックと同じぐらいの規模のリスクとして重く受け止められており、今後の仙台―香港便の維持が早くも大きな課題となっております。この事案は、仙台空港のみならず、日本の全ての空港への就航便も同様であり、科学的根拠に基づいた風評払拭に向けて積極的な正しい情報発信を国も巻き込んで展開していく必要があると考えますがいかがでしょうか。

同時に、こうした背景にあっても週六便が路線維持している現状にあるため、こういったときだからこそ、路線維持に向け仙台空港からのアウトバウンドを積極的に展開することも急務と考えますがいかがでしょうか、併せて伺います。また、今回の視察で香港のドン・ドン・ドンキも訪問し、日本商品の販売状況などについて伺い、買物する現地の方々の状況なども拝見してきました。日本各地の産品がたくさん陳列されており、価格も比較的手頃な値段で販売されておりましたが、肉コーナーでは全て和牛として統一された形で販売されておりました。これは、香港では、日本の和牛が他国の牛とは既に差別化されており、更に日本各地のブランド牛にまで細分化する必要性がないのとであり、このような取扱いが行われているとのことでもあります。したがって、和牛にも見られる香港の販売特性などをしっかりと理解した上で、美食家が多いと言われる香港は、本県の誇れる産品の絶好の販売拡大の可能性を大きく秘めており、定期的かつ積極的な販売促進の取組を行っていくべきと考えます。また、今回訪問した香港のドン・ドン・ドンキでは、県産品の取扱いは大歓迎であり、ぜひ取り扱いたいとお話も頂いたところであり、PPIHとの包括連携協定を生かし、具体の販売促進の取組を進めるべきと考えますがいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 吉川寛康議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、少子化対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、人口戦略会議の持続可能性分析レポートについてのお尋ねにお答えいたします。

経済界有志らによる民間組織である人口戦略会議が昨年四月に公表した持続可能性分析レポートでは、全国七百四十四市町村が消滅可能性自治体とされました。県内では十九団体が該当しておりますが、二〇一四年に日本創成会議が公表した内容からは四団体の減少となっております。この背景には、県や市町村が一体となり企業誘致や移住・定住対策等に取り組んできた成果もあるものと認識しておりますが、人口減少という大

きな流れには歯止めがかからない状況が続いております。先日、国においては、東京一極集中の是正に向け、東京圏から地方への若者の流れを倍増することなどを目標に掲げた地方創生二・〇の基本構想が閣議決定されたほか、県においても、今年度当初予算で人口減少対策を重点項目の一つに掲げ、男性育休取得奨励金の創設や産後ケアの受皿確保に向けた取組の充実を図ったところであり、引き続き市町村や関係団体と緊密に連携を図りながら、自然増と社会増の両面から必要な対策を講じてまいります。

次に、若い世代の転出抑制策についての御質問にお答えいたします。

年齢階層別の人口移動によると、我が県は十代後半が転入超過である一方、二十代前半においては、それを上回る転出超過となっており、就職等を理由とした若い世代、とりわけ若年女性の流出が課題であると認識しております。その背景としては、地方では希望する仕事が見つからないことに加え、家事・育児の負担が女性に偏るといった性別による固定的な役割分担の意識が特に地方で根強いことなどが挙げられております。そのため、現在県においては、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた専門家の派遣や施設整備等への補助制度のほか、宮城の魅力や働く女性を応援する企業を紹介するポータルサイトの開設、出産や子育てなどを理由に離職した女性の再就職を支援するみや女性のキャリア・リスタート支援センターの運営などを進めているところであり、これらの取組を通じて、若年女性の県内定着につなげるとともに、次世代育成・応援基金を活用した結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援による少子化対策を強力に推進してまいります。

次に、大綱二点目、法定雇用率の充足についての御質問のうち、法定雇用率への現状認識についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の民間企業における障害者雇用率は依然として法定雇用率に達しておらず、県内市町村の一部においても未達成であることから、これまで以上に取組を強化していく必要があると認識しております。御指摘のとおり、障害者雇用の推進に当たり、市町村単位で取り組むことで、地域の実情に応じた効果的な対応が期待できるものと考えております。このことから、令和五年度には亘理町で、昨年度は利府町及び大崎市で官民連携による障害者雇用推進ネットワークを立ち上げました。ネットワークでは、勉強会や特別支援学校の見学会などを行い、障害者雇用への理解を深め、このうち亘理町では、

町自体が法定雇用率を達成したことに加え、参画した企業全体の障害者雇用率が三割以上上昇し二・七五%となり、法定雇用率を上回るなど大きな成果が出ております。県といたしましては、来年七月の法定雇用率引上げも見据え、こうした市町村単位での取組を更に普及させることにより、障害者雇用率の向上に取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、国際交流と海外戦略の方向性についての御質問のうち、台湾との教育交流拡大の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

教育旅行を通じた台湾との相互交流促進は、御指摘のとおり、若年層の国際感覚の向上や相互理解の促進、台湾との交流拡大につながる重要な取組であると認識しております。このため県では、県内の学校が海外への教育旅行を実施する際、旅行経費の一部を助成しており、台湾については昨年度、七つの高校で五百人以上の高校生の交流を支援いたしました。今後、新たに交流マニュアルを作成することとしており、県内の高校と台湾との交流を更に促進してまいります。また、少中学校の交流については、昨年度、台湾から校長などを招請したほか、県内一市三町とともに台北市内で説明会を開催した結果、今年度過去最多の九校が来県予定となっており、更に六校からオンライン交流の希望を受けております。県では今年度から、交流に要する経費を支援する新たな助成制度を創設したほか、交流受入れに意欲のある市町村との連携強化を図り、学校間交流のマッチングを推進することで小中学校と台湾との交流を一層促進してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、少子化対策についての御質問のうち、女性の出会いの機会の創出についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、少子化対策の重要な柱の一つとして結婚支援を位置づけており、これまでみやぎ結婚支援センターみやマリ！を通じて、AIを活用したマッチング支援や婚活イベントの開催、市町村と連携した出張登録会、相談会の開催など様々な取組により結婚を希望する方の出会いの機会の創出を図ってまいりました。また、大学生等を対象としたライフプランセミナーにおいて、結婚後も活躍する先輩社会人を紹介するほか、

大学と連携した女性活躍などに取り組む企業を訪問するバスツアーの実施や、地域で活躍する女性を紹介するポータルサイトの運営など、部局横断で総合的な取組を進めているところです。御提案のありました若い女性の声を伺う機会の創出や、結婚後も仕事で活躍されている女性の事例紹介等の取組は、結婚や出産がキャリア形成の妨げになるのではないかといった若い世代の不安を払拭し、結婚後の具体的なライフプランを描く上で大変有効なものと認識しておりますことから、引き続き幅広い少子化対策の取組を強化してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱一点目、少子化対策についての御質問のうち、共働きを希望する若い世代への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、若い世代の多くは共働きを前提とした生活を希望しており、企業においては、女性が働き続けられる職場環境づくりを一層進める必要があると認識しております。このため県では、特に女性の仕事と家庭の両立について企業の理解を促すため、えるぼし認定等の取得に関するセミナーの開催や専門家派遣などの支援を行っているほか、女性が働きやすい職場環境づくりに向け、女性専用の更衣室、休憩室などの施設整備に対する補助を行っております。また、男女間の賃金格差の是正に向けては、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターにおいて女性の再就職を支援するため、ITパスポートの資格取得を目指す研修を実施するとともに、経営者向けのセミナー等で女性の管理職への登用を促進しております。今後もこれらの取組をより一層進め、若い世代のニーズに沿った職場環境づくりに努めてまいります。

次に、大綱二点目、法定雇用率の充足についての御質問のうち、障害者の有効求職者数の推移と就職採用までのフォローの在り方についてのお尋ねにお答えいたします。我が県における障害者の有効求職者数は増加傾向で推移しておりますが、一方で、就職率は四五％程度にとどまっており、就職件数の増加が重要な課題であると認識しております。就職件数の増加には、受入れ先となる企業の障害者雇用に対する理解を深めていただくことや、企業と障害者とのマッチングの機会を増やしていくことが必要と考

えております。このため県では、企業向け障害者雇用セミナーや特別支援学校及び障害者雇用の優良企業の見学会のほか、宮城労働局などと連携した合同就職面接会を開催してきたところです。今年度からは、より実践的な取組として企業において障害者を円滑に受け入れる環境づくりに対し、専門家が具体的な助言を行う伴走型支援を実施することとしており、採用プロセスをしっかりとフォローしてまいります。県としては、就職を希望される障害者が一人でも多く採用につながるよう、これらの取組を積極的に進めてまいります。

次に、障害者の離職防止についての御質問にお答えいたします。

法定雇用率の改善には、採用後の短期離職を防ぐことが重要であり、そのために提供すべき合理的配慮には「この障害であればこの対応」というような画一的なものではなく、個々の状況に合わせて必要な配慮を行うべきものと認識しております。積極的に障害者雇用を進めている企業においては、例えば車椅子の方に対し、机の高さを調節し作業を可能にする工夫を行っているなどの例もあり、優良事例の共有などを通じて粘り強く取り組んでいく必要があります。県では今年度から県内企業に対し、障害者短期離職防止促進事業を新たに開始し、雇用される障害者の特性に応じた合理的配慮についての助言など伴走型の支援を行うことで、障害者の短期離職を防止する取組を始めております。今後とも、宮城労働局をはじめとする関係機関と連携しながら、合理的配慮の重要性を企業に幅広く周知し、障害者の短期離職防止を図ることで、法定雇用率の向上につなげてまいります。

次に、大綱三点目、国際交流と海外戦略の方向性についての御質問のうち、仙台―香港便の維持、発展に向けた正確な情報発信についてのお尋ねにお答えいたします。

国の統計調査によると、昨年香港から我が県への訪日旅行者数は延べ約三万八千人泊と過去最高を記録するなど円安や定期便就航を契機に、香港は今後も更なる誘客が期待できる重要な市場であると認識しております。今般、日本で地震が発生するといううわさが広まっていることを受け、JNTO香港事務所では、今回のうわさは科学的根拠がない旨を専門家の見解としてSNSで発信しており、県におきましてもこの情報を香港向け公式SNSで共有し、冷静な判断を呼びかけたところです。一方で、観光庁が先週発表した五月の訪日外国人旅行者数は前年同月比で香港だけがマイナスとなってお

り、風評の影響が懸念されることから、引き続き東北観光推進機構とも連携しながら一層の風評払拭に努めるとともに、食や温泉、ショッピング、自然など香港人が好む旅行志向を的確に捉え、我が県の魅力ある観光コンテンツを積極的に情報発信してまいります。

次に、PPIHとの連携協定を生かした香港での販売促進の取組についての御質問にお答えいたします。

県では昨年度、PPIHとの連携協定に基づき、香港を含む六か国、地域でのイチゴの販売のほか、香港に限定したフルーツや仙台牛のフェアを実施し、特に仙台牛に関しては現地店舗では初めての販売となりましたが、食べた瞬間に牛肉の香りが口の中に広がってとてもおいしいなどの好意的なコメントが多数寄せられ、売行きも好調でした。今年度はイチゴと仙台牛の輸出を更に拡大すべく、現在、香港での実施店舗や日程等について具体的な調整を進めているところであり、加えて、新たにサツマイモの商流構築にも取り組む予定です。今後も、PPIHのノウハウや販売網を最大限活用するとともに、宮城県産品の品質の高さなどの強みをしっかりPRしていくことで、他の商品との差別化を図りながら継続的な輸出拡大に積極的に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱三点目、国際交流と海外戦略の方向性についての御質問のうち、仙台―香港便の路線維持に向けたアウトバウンドの取組についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台―香港便の維持・拡大のためには、インバウンド需要の回復はもちろんのこと、アウトバウンドの更なる拡大により、双方向の交流を促進することが重要であると認識しております。このため県では、アウトバウンドの需要喚起に向け、仙台空港発着の国際線を利用する方々を対象としたパスポート取得費用や、香港便の就航に合わせて旅行代金の一部を助成するキャンペーンを実施しており、今年度は、若者のグループ旅行や家族旅行にも助成の対象を拡大することとしております。また、仙台空港国際化利用促進協議会と連携した旅行エージェント向けの海外旅行セミナー開催や、海外修学旅行の

事前現地調査費用の一部助成についても引き続き実施してまいります。県といたしましては、仙台国際空港株式会社や関係機関などと緊密に連携しながら、航空会社に対して早期の復便を働きかけるとともに、アウトバウンド需要の更なる拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、少子化対策についての御質問のうち、各教育段階における将来の転出超過抑制対策についてのお尋ねにお答えいたします。

少子化に伴い、高校卒業段階で県内企業に就職する生徒数が減少傾向にある中、地域産業を支える人材不足解消に向けて、県内企業と連携した体験活動等を通して、児童生徒の就労観を養うとともに、県内企業への関心を高めることは大変重要であると認識しております。このため、小中学校においては、地元の企業と連携した社会見学や職場体験学習に加え、地域の人々や企業との交流を通した課題解決学習において、働くことのよさや地域に貢献する大切さなどを育んでおります。また、県立高校では、産業界と連携したインターンシップや企業見学などの学習活動を通して県内企業への関心を高めるとともに、希望する進路が達成できるよう、合同企業説明会や地学地就コーディネーターによる県内企業の魅力紹介などを実施しているところです。県教育委員会といたしましては、小中学校及び高校の各教育段階に応じて、県内企業等と連携した取組を更に推進し、我が県で生まれ育った子供たちが宮城で活躍したいと思う気持ちを醸成してくれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十六番吉川寛康君。

○四十六番（吉川寛康君） 御答弁ありがとうございます。残された時間で再質問させていただきます。

少子化対策についてお伺いします。本県においても二十二年前、二〇〇三年の二百三十七万人をピークに既に人口減少局面に突入しております。さきにも述べましたが、国立社会保障・人口問題研究所が令和五年十二月に公表しました日本の地域別将来推計

人口の結果を重く受け止めなければいけないんだろうと思っていますけれども、今後は、圏域ごとの人口動態を強く意識しながら、市町村とも連携し危機感を持って対応していく必要があると思っています。県全体の人口減少対策も重要ですが、やはり市町村ごとにばらばらであってはいけないのだと思いますので、ある程度、圏域ごとの人口減少の差を極力生じさせないように、これは県が積極的にコーディネートしていくべきだと私は思っております。仙台圏以外への企業誘致の誘導、あるいは、一次産業に対する担い手確保資金の拡充だったり、具体の取組も今後は必要と考えますが、本県の圏域ごとにおける人口動態に対する評価と圏域ごとの人口動態を意識した今後の対応方針についての御所見をお伺いします。

○議長（高橋伸二君） 企画部長梶村和秀君。

○企画部長（梶村和秀君） 議員が御指摘の圏域別の人口動態を見ますと、令和六年と平成二十六年の比較では仙台圏域がプラス一・〇％、それ以外の圏域ではマイナス九・四％からマイナス一六・二％の減少となっております。仙台圏域以外の人口減少が顕著であり、仙台都市圏以外の圏域における若い世代に選ばれ持続可能な地域となることが喫緊の課題となっております。このため県では、圏域ごとのニーズに対応するため、これまでも地方振興事務所が中心となりオーダーメイド型で管内企業が実施するインターンシップへの支援や男女ともに働きやすい職場環境づくりに向けたセミナーの開催などを行ってまいりましたが、これらの取組を踏まえ、頂いた御助言も踏まえながら、引き続き若者や女性に選ばれる魅力ある地域づくりを強力に推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 四十六番吉川寛康君。

○四十六番（吉川寛康君） 次に、障害者法定雇用率の充足についてお伺いします。来年度四月、新たな法定雇用率が示されます。これを意識して従来以上にこの障害者雇用率の推進に向けた取組が強く求められていると思います。一方、さきにも述べましたが、民間企業における障害者雇用が大きな課題となっており、全国大での成功事例をはじめ、障害者雇用の意義と必要性などについて、いま一度、県内企業にしっかりと丁寧な情報発信にも努めていく必要があると考えます。加えまして、障害者達成企業に対する県としての優遇など障害者雇用に何らかのインセンティブをこれからは与えていく、創出し

ていくことも今後は必要だというふうに考えますけれども、この点についての御所見をお伺いします。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷昭宏君

○経済商工観光部長（中谷明博君） 今、県内企業はいずれも人手不足で悩んでおりまして、障害者雇用に関しては、ある意味チャンスタイミングではないかというふうに思っております。先ほど御紹介しました市町村単位での取組というのも成果を上げつつありますので、県としては優良事例をしっかりと収集して横展開することで障害者雇用に関する理解を深めていきたいというふうに考えております。御提案のありましたインセンティブにつきましては、現状県の物品調達の実施におきまして、法定雇用率を達成した企業を優先して採択するなどのインセンティブを実施している。また、国におきましても、インセンティブを持つておられるということを承知しておりますけれども、また新たなインセンティブについては、他県の事例も収集しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 四十六番吉川寛康君。

○四十六番（吉川寛康君） 今後の法定雇用率達成に向けた取組に期待して、質問を終わります。ありがとうございます。